

工事番号 下工単R6-12

工事名 堀之内公共中継ポンプ場通報装置更新工事

特記仕様書

【適用範囲】

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び別紙記載の「標準仕様書」を適用するものとする。

【工事目的】

本工事は、通報装置の更新により、施設の安定運用を図るものである。

特記仕様書一覧

本工事に使用する特記仕様書は以下のとおりとする。(該当する場合は■とする)

- 1 建設工事請負基準約款関係
- 2 標準仕様書
- 3 施工条件総括表
- 4 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書
- 5 建設副産物に関する特記仕様書
- 6 再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーランに関する取扱い基準(土木)
- 7 材料指定、排出ガス対策型建設機械、アスベスト含有建設資材関係に関する特記仕様書
- 8 工事実績情報システム(コリンズ)の登録に関する特記仕様書
- 9 安全・訓練等の実施に関する特記仕様書
- 10 建設業退職金共済制度に関する特記仕様書
- 11 有価物(金属くず)に関する特記仕様書
- 12 魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)【土木工事】特記仕様書
- 13 魚沼市「熱中症対策に資する現場管理費補正」試行特記仕様書
- 14 参考資料
- 15 概算数量発注に関する特記仕様書
- 16 その他 工事独自の特記仕様書
 - 別添、通報装置更新工事仕様書
- 17 特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する特記仕様書
- 18 建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書(希望型)

1.建設工事請負基準約款関係

(該当する場合は■とする)

<input checked="" type="checkbox"/> 建設工事	建設工事請負基準約款(以下「約款」という。)第1条第3項による。 ・仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、約款及び設計図書に別段の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。 ・施工条件総括表、図面、仕様書、設計図書内容質問及び回答書で特別に定める場合を除く。
<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等加入義務	約款第8条の2による。 受注者は「社会保険等未加入建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)」を下請負人としてはならない。
<input type="checkbox"/> 特許権等の使用	本工事における約款第9条の特許権、その他の第三者の権利の対象となっている施工方法の指示は、以下のとおりである。 ・特許権の内容: ・特許権の所有
<input type="checkbox"/> 履行報告	本工事において約款第12条により、履行状況報告を契約工期のほぼ中間で行うものとする。また、監督員が指示した場合は指示した時期に報告する。
<input checked="" type="checkbox"/> 工事材料の検査	本工事において約款第14条第2項の規定による検査。
<input checked="" type="checkbox"/> 監督員の立会	本工事において約款第15条による立会が必要とされるものは、以下のとおりである。 ・2.標準仕様書による。
<input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品	本工事において約款第16条に定めるものは、以下のとおりである。 ・支給材料: 数量: ・貸与品: 数量 : 貸与期間:
<input checked="" type="checkbox"/> 条件変更等	本工事の約款第19条に従い、同条(1)～(5)の内容について照査・精査を行い、監督員に報告すること。その結果に伴い設計変更が生じる場合は、理由・経緯等を整理し監督員と協議すること。
<input type="checkbox"/> 部分使用	本工事の約款第34条の引渡前において部分使用を求める部分は、以下のとおり ・部分引渡使用の協議箇所: ・使用協議内容: ・使用予定期間:
<input type="checkbox"/> 部分引渡	本工事において、約款第39条の工事の完成に先立って引き渡しを受けるべきことを指定する部分は以下のとおりである。 ・部分引渡を求める部分:別紙図面に示した部分 ・部分引渡予定期間: までとする。 ・部分引渡の金額:協議の上決定する。 ・部分引渡の検査:魚沼市建設工事検査要綱による。
<input checked="" type="checkbox"/> 火災保険等(工事保険)	本工事は、約款第55条の定めによる「火災保険等(工事保険)」に付すべき工事である。 (付保条件) 対象金額:火災保険等の対象金額が請負金額以上。 加入期間:契約の日から竣工予定期日より14日以上。
<input checked="" type="checkbox"/> 火災保険等(法定外の労災保険)	本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35号)による「法定外の労災保険」に付すべき工事である。 (付保条件) 加入期間:契約の日から竣工予定期日。 ※保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問いません。

2.標準仕様書

(該当する場合は■とする)

■ 土木工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び「新潟県土木工事標準仕様書」を適用するものとする。

□ 新営建築工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用するものとする。

□ 改修建築工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用するものとする。

□ 新営電気設備工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。

□ 改修電気設備工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。

□ 新営機械設備工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。

□ 改修機械設備工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。

■ 下水道電気設備工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び日本下水道事業団編著「電気設備工事一般仕様書」を適用するものとする。

3.施工条件総括表

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されてない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明示項目	施工工条件
I 工程関係	<p>1. 関連する別途工事あり • 工事名 : • 予定期間 :</p> <p>2. 施工時期、時間、方法の制限あり • 時期 : • 時間 : • 方法 :</p> <p>3. 関係機関協議による工程条件あり • 協議内容 : • 完了予定期間 :</p> <p>4. その他</p>
II 用地関係	<p>1. 工事用地等の未処理部分あり • 処理見込時期 : • 区間 :</p> <p>2. 仮設ヤードの指定あり • 場所 : • 期間 :</p> <p>3. その他</p>
III 公害対策関係	<p>1. 公害防止の制限あり (<input type="checkbox"/> 騒音・振動、 <input type="checkbox"/> 排出ガス、 <input type="checkbox"/> 粉じん、 <input type="checkbox"/> 水質等) • 施工方法 : • 作業時間 :</p> <p>2. 家屋等の調査の必要性あり • 方法 : • 範囲 : 3. その他</p>
IV 安全対策関係	<p>①. 交通安全施設等の指定あり • 交通誘導警備員 : 交通誘導員警備:0.5人/箇所、計4.5人日 (勤務実績提出の必要あり) • その他施設等 :</p> <p>2. 近接作業制限あり (<input type="checkbox"/> 鉄道、 <input type="checkbox"/> ガス、 <input type="checkbox"/> 水道、 <input type="checkbox"/> 電気、 <input type="checkbox"/> 電話等、) • 内容 : • 工法制限 : • 作業時間制限 :</p>

明示項目	施工条件
IV 安全対策関係	<p>3. 発破作業あり ・保安設備及び保安要員： ・防護工： ・作業時間制限：</p> <p>4. 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等) ・内容：</p> <p>⑤. その他 ・建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省 告示第496号 令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めること。 ・交通規制については、警察等関係機関との協議を行うこと。 ・交通誘導警備員については、警察等関係機関及び地域との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は監督員と協議すること。 ・自家警備を使用する際は事前に監督員と協議し、新潟県からの通知文(令和2年12月16日 技第742号の3)に従うこと。なお、使用する際は安全教育等を徹底し事故防止に努めること。 ・関係機関への周知・協議を行うこと。(消防署、ゴミ収集関係、通学路関係、公共交通関係 等)</p>
V 工事用道路関係	<p>1. 一般道路を搬入路としての制限あり ・搬入経路： ・期間： ・使用後の措置：</p> <p>2. 一般道路の占用 ・期間： ・規制条件： ・時間制限：</p> <p>3. 仮設道路措置 ・工法指定の有無： ・用地関係： ・安全施設： ・工事完了後の「存置」または「撤去」：</p> <p>4. その他</p>
VI 仮設備関係	<p>1. 仮設備の指定あり</p> <p>2. 仮設備の条件指定あり</p> <p>3. 仮設備の転用、兼用あり ・工種： ・内容：</p> <p>4. イメージアップあり ・内容：</p> <p>5. その他</p>

明示項目	施工作条件
VII 残土・産業廃棄物関係	別紙「建設副産物関係に関する特記仕様書」のとおり
VIII 工事支障物件等	<p>1. 占用支障物件あり（□電気、□電話、□水道、□下水道、□ガス） ・内 容： ・移設、撤去、防護方法等： ・時 期：</p> <p>2. 占用物件重複施工あり ・内 容：</p> <p>③. その他 ・架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を着手前に行い、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告すること。 ※土木工事では、架空線の防護カバーは諸経費に含まれるため設計変更の対象となりません。 ・上空の電力線・NTT線に防護が必要な場合は、監督員と協議すること。 ・移設を予定していない占用物件が支障となった場合は、監督員と協議すること。</p>
IX 排水工 (濁水処理含む)	1. 濁水、湧水処理の特別な対策あり ・内 容：
X 薬液注入関係	1. 薬液注入工法あり ・別紙条件明示による。
XI その他の	<p>①. 現場発生材あり ・品 名：既設通報装置等 ・納 入 場 所：有価物処理</p> <p>2. 支給品および貸与品あり ・品 名： ・引 渡 し 場 所：</p> <p>3. 品質証明の対象工事である。 ・標準仕様書第1編(章)1-1-1-24による。</p> <p>④. その他 ・着手届には、着手前写真、主任(監理)技術者の資格者証、工程表、下請負人指導責任者配置届(下請を使用する場合)を添付すること。 ・工事着手前に工事の概要、工程等を関係者に周知を図ること。 ・工事中、沿線住民から苦情または意見等があった場合は丁寧に対応し、ただちに監督員に報告すること。 ・設計変更が生じる場合は、理由・経緯等を整理し監督員と協議すること。 ・完成書類は電子データをCD又はDVDに納め提出すること。(詳細は契約後に監督員と協議すること。)</p>

4. 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で、一定規模以上の工事(対象工事 ※1)については、特定建設資材廃棄物(※2)の基準に従って工事現場で分別(分別解体)し、再資源化等することが「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)により義務付けられました。

※1 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられました。

(該当する場合は■とする)

工事の種類	規模の基準
□ 建築物解体	床面積80m ²
□ 建築物の新築・増築	床面積500m ²
□ 建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)	請負金額1億円以上
■ その他の工作物に関する工事(土木工事等)	請負金額500万円以上

※2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は、以下のとおりとする。

- 1.コンクリート 2.コンクリート及び鉄からなる建設資材 3.木材 4.アスファルト・コンクリート

については、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や再資源化のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称を記した書面(契約書別紙)を、契約書に添付して提出すること。

建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

5.建設副産物関係に関する特記仕様書

1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	備考

2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

搬出先			
搬出先地名			
連絡先			
設計運搬距離			
受入時間			
設計受入費用			
仮置場所の有無			
備考			

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注)受入先が建設発生土改良プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先の欄は記入しない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬出する廃棄物名	既設通報装置等(鉄くず・雑品)		
設計運搬距離	4km×1回、6km×3回、8.5km×1回		
受入時間			
設計受入費用	有価物処理		
備考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5. 舗装版切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する舗装版切断濁水は、下記により積算している。

設 計 運 搬 距 離			
受 入 時 間			
設 計 受 入 費 用			
備 考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

6. 自ら産業廃棄物を運搬搬出する以外は委託契約書の写しを提出すること。

7. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事業により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

8.工事実績情報システム(コリンズ)の登録に関する特記仕様書

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。
ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。

※工事完成日は検査が工期内であれば検査日、工期以降であれば履行日が完成日になる(工期末日～検査日に担当技術者を拘束しない)ことに留意する。

※当初請負金額が500万円未満であるために未登録となっていた工事が契約変更により500万円以上になった場合には、その時より登録するものとする。

9.安全・訓練等の実施に関する特記仕様書

1. 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、現場に即した安全・訓練等を実施するものとする。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも可とする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 当該工事内容等の周知徹底
- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 当該工事における災害対策訓練
- ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成(工事請負額が500万円未満の工事は、施工計画書の作成を省略できるものとする。)

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ・写真等又は工事報告(工事月報)に記録した資料を整備及び保管する。

また、監督員から請求があった場合は保管している資料を直ちに提示するものとする。

4. 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合、速やかに「事故速報」を監督員に提出するものとする。

速報後は、事実確認を進めるとともに、「事故発生報告書」を監督員に提出するものとする。なお、当該事故の原因に即した具体的な再発防止策を記載した「事故防止対策書」のほか、必要な書類を添付するものとする。

10.建設業退職金共済制度に関する特記仕様書

魚沼市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福利厚生の増進を図り建設産業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について、適切な対応を図れるよう下記について実施すること。

1. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入するよう努め、建設業退職金共済紙購入状況報告書を工事完成時に監督員に提出すること。
2. 受注者は、工事現場又は現場事務所の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)の掲示を行うこと。
3. 受注者(下請契約を締結したときは、下請負業者を含む。)が、退職金支給制度(中小企業退職金共済等の加入を含む。)を有し、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出すること。
4. 下請負業者への加入促進と、制度の普及について配慮すること。

11.有価物(金属くず)に関する特記仕様書

当該工事の金属くずが有価物になる場合は、下記のとおり取り扱うこと。なお、有価物にならない場合は、産業廃棄物として取り扱うこと。

記

1. 有価物は引取り業者へ持ち込み、引取り業者との間で有価物売払い金清算を完了すること。
2. 引取り業者から計量伝票と仕入伝票を受け取り、有価物処理がすべて完了した後、発注者へまとめて提出すること。
3. 有価物売払い金の納入方法は、市が発行する納入通知書により請負者が納入すること。

通報装置更新工事 仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、以下の工事に適用する。

工事番号：下工単 R6-12

工 事 名：堀之内公共中継ポンプ場通報装置更新工事

2. 契約事項の順守

請負者は、本仕様書に定めることの他、以下の規則等を準拠し、仕様書その他に明示されていない事項についても機能上当然必要と認められるものは、請負者が充足するものとする。また、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、必要に応じて協議するものとする。

これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用しなければならない。

- 1) 電気設備に関する技術基準
- 2) 日本産業規格（JIS）
- 3) (一社)日本電機工業会規格（JEM）
- 4) (一社)日本電線工業会規格（JCS）
- 5) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
- 6) その他関係する規格等

3. 工事目的

当該通報装置は、中継ポンプ場の保守管理に重要な設備であることから、老朽化した機器を更新し、施設の安定運用を図ることを目的とする。

4. 履行場所

- 1) 現地作業場所

魚沼市 堀之内ほか 地内

名 称	所 在 地	付 記	番 号
堀之内公共第1中継ポンプ場	堀之内 1-3	マンホールポンプ	①
堀之内公共第2中継ポンプ場	堀之内 86-4	〃	②
堀之内公共第3中継ポンプ場	堀之内 4296-1	〃	③
堀之内公共第4中継ポンプ場	堀之内 61-2	〃	④
堀之内公共第5中継ポンプ場	堀之内 3870-3	〃	⑤
堀之内公共第6中継ポンプ場	堀之内 3780	〃	⑥
堀之内公共第7中継ポンプ場	堀之内 2801-1	〃	⑦
堀之内公共第8中継ポンプ場	堀之内 3360-1	〃	⑧
堀之内公共第9中継ポンプ場	新道島 389-2	〃	⑨

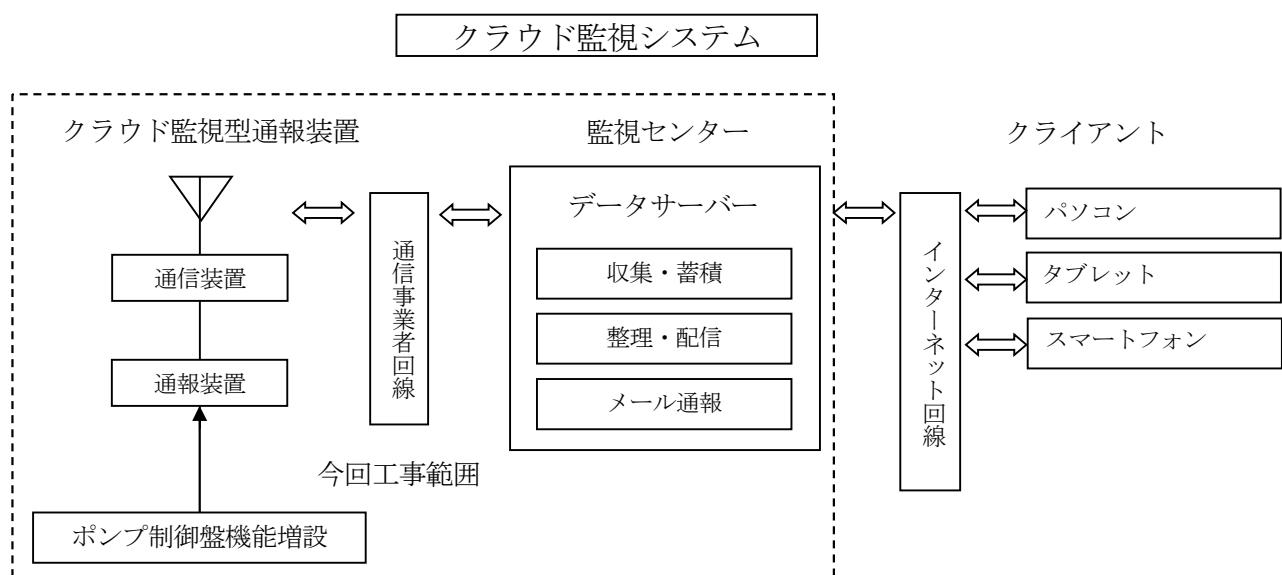
2) 監視場所

複数の担当者が会社等のパソコン、タブレット端末、スマートフォン等から施設の稼働状況、警報発生状況等の監視が可能であること。

5. 工事概要

請負者は、以下の機能を有するクラウドサービス型遠方監視システム（以下クラウド監視システム）へ接続可能な通報装置を設置する。

- 1) 指定する監視対象施設の監視項目を、それぞれの場所に設置する通報装置から無線電話回線を通じて監視センターに伝送する機能。
- 2) 監視センターに設置するデータサーバーに、伝送された監視項目を収集、蓄積する機能。
- 3) データサーバーはクライアントからの要求に答えて、必要な情報を整理配信する機能。
- 4) インターネット回線に接続された複数の監視端末（パソコン、タブレット、スマートフォン等）上の画面に、必要な監視項目を整理して表示できる機能。
- 5) あらかじめ設定したメールアドレスあてに警報を通報する機能。



6. 監視項目

今回工事の監視項目は以下に示すとおりであるが、将来、入力情報の追加において対応可能な機器構成であること。また、既設監視施設が稼働しているため、工事実施にあたり、監視の中止が最小限であること。工事施工方法については、着手前に協議し、承認を受けること。

- 1) 接点入力情報
ポンプ故障、ポンプ制御回路故障、異常高水位、停電、ポンプ運転信号
- 2) 通報装置情報
本体停電、通信異常

7. 機器の仕様

別紙電気設備仕様書による。

8. 工事範囲

- 1) 前項記載の各機器の納入、設置及び既設設備撤去
- 2) ポンプ制御盤機能増設
制御盤等から警報発報に必要な信号の取出し（1箇所あたり）
 - ・ポンプ故障警報 2点
 - ・ポンプ制御回路故障警報 1点
 - ・異常高水位警報 1点
 - ・ポンプ制御盤停電警報 1点
 - ・ポンプ運転信号 2点
- 3) 通報装置通信回線開設・事務手続き
- 4) 監視センターにおけるクラウドシステム構築、セットアップ作業、機能確認試験
- 5) その他上記に伴う諸工事及び諸手続き
- 6) クラウド監視システムの運用と費用

本工事で構築するクラウド監視システムにかかる費用について、工事期間中のクラウドサービス利用料は本工事に含めるものとする。

クラウド監視システムの管理契約は別途締結するものとし、引き渡し後、発注者はクラウドサービス利用料を支払うものとする。

9. クラウド監視システム

請負者は、監視センターのデータサーバーにおいて、情報の収集・蓄積・加工・配信を行なうことにより、インターネット回線を利用した専用の「クラウド監視システム」を構築する。

監視は市販のパソコンや携帯情報端末（スマートフォン、タブレット）の監視画面にて行うものとし、専用ソフトウェア等を必要としない汎用の機種が利用できるものとする。

監視システムの各種機能はクラウド方式とし、インターネット回線経由で監視用設備にデータ配信し、ID 及びパスワードによりログイン管理を行えるものとする。

また、パソコンや携帯情報端末により、任意の場所からインターネットを通じてクラウドサーバにアクセスし、各施設の監視を可能とすること。

- 1) 数量 1式
- 2) システム利用
システム利用のための ID は 6 以上を付与できること。
- 3) 履歴情報機能

監視端末（パソコン）において、監視対象設備の運転状態や警報は、下記により監視ができること。なお、異常履歴、運転履歴のデータは CSV、PDF 形式での出力ができるここと。

①異常監視表示

新規に警報発生した場合、警報内容、発生日時を表示できること。また、未確認警報の一覧表示がされること。

②発生中警報表示

現在発生中の警報内容、発生日時を表示できること。また、警報が復帰するまで表示すること。

③異常履歴表示

各機器の故障発生時刻や復旧時刻等の動作の履歴を表示すること。異常履歴は、発

生日、施設、警報種別等による検索表示がされること。

4) 帳票管理機能

対象監視施設、対象年月を任意に選択して、ポンプ運転時間を集計した日報、月報及び年報を表示できること。

5) メール送信機能

機器故障等の異常が発生した際、発注者が指定する電子メールアドレス宛てにEメールで警報を通報できること。

①機能内容

通報先の登録件数は10アドレス以上とすること。通報先変更については、発注者の要求により都度無償で行われるものであること。

②メール通報内容

発生時刻、発生施設名、機器名、警報名を通報できること。

6) データ更新周期

故障等の異常発生時においては、更新周期に関係なく、即時データの更新が行えること。

7) データ保存期間

監視センター（帳票データ）：10年

8) 回線異常監視機能

通信装置とデータセンター間の通信回線は、稼働状況を通信周期毎に監視し、通信回線の異常発生を検知した場合はEメールで通報できること。

9) 携帯情報端末の監視機能

携帯情報端末（スマートフォン、タブレット）は、専用の機器とせず、市販の機種を利用できること。携帯情報端末での監視は、専用のソフトを利用せず、汎用ブラウザによる監視が可能であること。施設別の計測値、運転停止状態、異常情報等を監視できること。

10) システムの更新

監視項目の追加変更を除き、本クラウド監視システムのOS及びソフトウェアの更新は自動・無償で行われるものであること。

10. 既設機器の取扱い

本工事において発生する撤去品については数量及び写真を明確に記録、報告し、適正に処分を行うこと。撤去品が有価物処理できる場合、請負者は処理後に明細を提出し、市の発行する納付書等によりその金額を支払うこと。

11. 保証期間

- 1) 機器の保証期間は規定による引渡しを受けた日から1年間とする。
- 2) 保証期間内に明らかに製作者の設計製作の不備に起因する故障、あるいは事故が生じた場合は、製作者の責任において直ちに修理または取替を行うこと。

12. その他

本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、現場監督員と協議を行い、これに従うこと。

電気設備仕様書

名 称	非常通報装置		整理番号		数量	9 台				
準拠規格	日本下水道事業団「電気設備工事一般仕様書・同標準図」及びJIS等関連規格									
仕 様	通信回線 LTEユビキタスモジュールを接続して行うため、通信仕様のすべて はモジュール搭載の通信端末に準拠									
	入力信号 デジタル入力6点以上、積算カウンタ入力2点以上									
	出力信号 デジタル出力1点以上									
	電 源 AC100/200V (50Hz/60Hz)									
	台 数 1箇所あたり1台									
付 属 品	本体取付架台 1式									
	接続ケーブル(信号・電源) 1式									
使 用 条 件	使 用 目 的	マンホールポンプの状態監視								
	使 用 条 件	電気設備	設 置 場 所	■屋外	□屋内					
参 考 図	□有	■無								
製作者指定登録等	□有	■無								
工 場 檢 查	■社内	□立合い	□公的機関							
制 約 事 項	□有	■特になし								
備 考	参考機種：エステム エスマームIVb+									

電気設備仕様書

名 称	通信端末機		整理番号		数量	9 台				
準拠規格	日本下水道事業団「電気設備工事一般仕様書・同標準図」及びJIS等関連規格									
仕 様	内臓モジュール LTEユビキタスモジュール 通信インターフェイス UARTシリアルインターフェイス 通信方式 パケット通信 通信速度 上り：最大 37.5Mbps 下り：最大 112.5Mbps 無線周波数 2GHz/800MHz帯 (LTE) 電源電圧 DC+5V±10% (推奨+5V) 台 数 1箇所あたり1台									
付 属 品										
使 用 条 件	使 用 目 的	マンホールポンプの状態監視								
	使 用 条 件	電気設備	設 置 場 所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 屋内					
参 考 図	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無								
製作者指定登録等	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無								
工 場 檢 查	<input checked="" type="checkbox"/> 社内	<input type="checkbox"/> 立合い	<input type="checkbox"/> 公的機関							
制 約 事 項	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし								
備 考	参考機種：NTTドコモ UM04-K0 専用アダプタセット									

電気設備仕様書

名 称	通信アンテナ		整理番号		数量	9 個				
準 抱 規 格	日本下水道事業団「電気設備工事一般仕様書・同標準図」及びJ I S等関連規格									
仕 様	使用周波数 2GHz/800MHz帯 偏 波 面 垂直偏波 水平面内指 向 性 無指向性 個 数 1箇所あたり1個									
付 属 品										
使 用 条 件	使 用 目 的	マンホールポンプの状態監視								
	使 用 条 件	電気設備	設 置 場 所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 屋内					
参 考 図	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無								
製作者指定登録等	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無								
工 場 檢 查	<input checked="" type="checkbox"/> 社内	<input type="checkbox"/> 立合い	<input type="checkbox"/> 公的機関							
制 約 事 項	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし								
備 考	参考機種：NTTドコモ ルーフトップアンテナ02									